

第5節 第4期障害者計画の基本的考え方

第4期豊能町障害者計画（計画期間：平成30年度から令和5年度）においては、次の3点を基本理念としています。これらの基本理念は、基本目標とあわせて第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画においても踏襲されるものです。

（1）基本理念

- 生涯におけるすべての段階において障害のある人の自立と社会参加を目指す「リハビリテーション」の理念と、障害の有無によって分け隔てられることなく、共に生きる社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念をもとに、人間尊重の視点に立った施策の推進により、住み慣れた地域社会で地域の一員としてあらゆる活動に参加・参画することができる共生社会の構築を目指します。
- 障害者福祉の制度が大きく転換していく中、障害のある人の潜在的ニーズを常に把握しながら、障害のある人が地域の中で、地域の人々とともに自立した日常生活を送り、障害のある人自身がその能力を十分発揮できるよう、支援体制の充実を図ります。
- 障害による日常生活や社会参加の困難さを、障害のある人自身の問題としてとらえるのではなく、学校や職場、地域社会など環境との関係から生じるものととらえ、個々の障害のある人の困難さを解消する多様な支援を目指します。

(2) 基本目標

基本目標①	自立に向けた体制づくり
--------------	--------------------

障害のある人が、個々の状況に応じた支援を通し、住み慣れた地域社会で地域の一員としてあらゆる活動に参加・参画することができるよう取り組みます。

障害児に対し、その能力を最大限に発揮できるよう、一人ひとりの障害の状況に応じた療育・教育の充実を進めるとともに、保護者への支援体制の整備、就学から卒業後の地域生活にいたる相談・支援等の充実に努めます。

また、障害者の社会的自立を促進するためには、生活の経済的基盤である職業的自立が基本となります。障害のある人の働く権利、自己実現、社会への貢献の観点から、可能な限り就労し、障害のある人が自己の能力を活用できるよう雇用・就労機会の充実を図ります。

療育・教育から、就労にいたるまで障害のある人の社会的自立の促進につながる総合的な取組みを推進します。

基本目標②	地域生活を支える体制づくり
--------------	----------------------

障害のある人やその介護者のニーズは、障害の種別・程度、年齢の違い等により、それぞれ異なり多様化しています。障害の早期発見・早期対応への取組み、保健・医療の充実等の生活支援の充実に努めます。

さらに、一人ひとりの障害の種別や程度、多様なニーズに対応した障害福祉サービスの充実を図り、それらのサービス等を障害のある人が自らの意志で選択できる体制を整備します。

基本目標③	安全で快適なまちづくり
--------------	--------------------

障害のある人にとって住みよいまちをつくることは、すべての町民にとって住みよいまちをつくっていくことに他ならないという基本認識のもと、建築物や道路等における物理的な障壁（バリア）の除去を推進します。また、いざという時の安全を確保するため、防災・防犯対策の充実を進めます。

また、障害の有無に関わらず、主体的に社会参加ができるよう一人ひとりの適性に応じた社会参加機会の拡大を図るとともに、ボランティア活動等を促進し、心のバリアフリーを進めます。

さらに、スポーツ・レクリエーション活動や文化活動等の機会の提供に努めます。